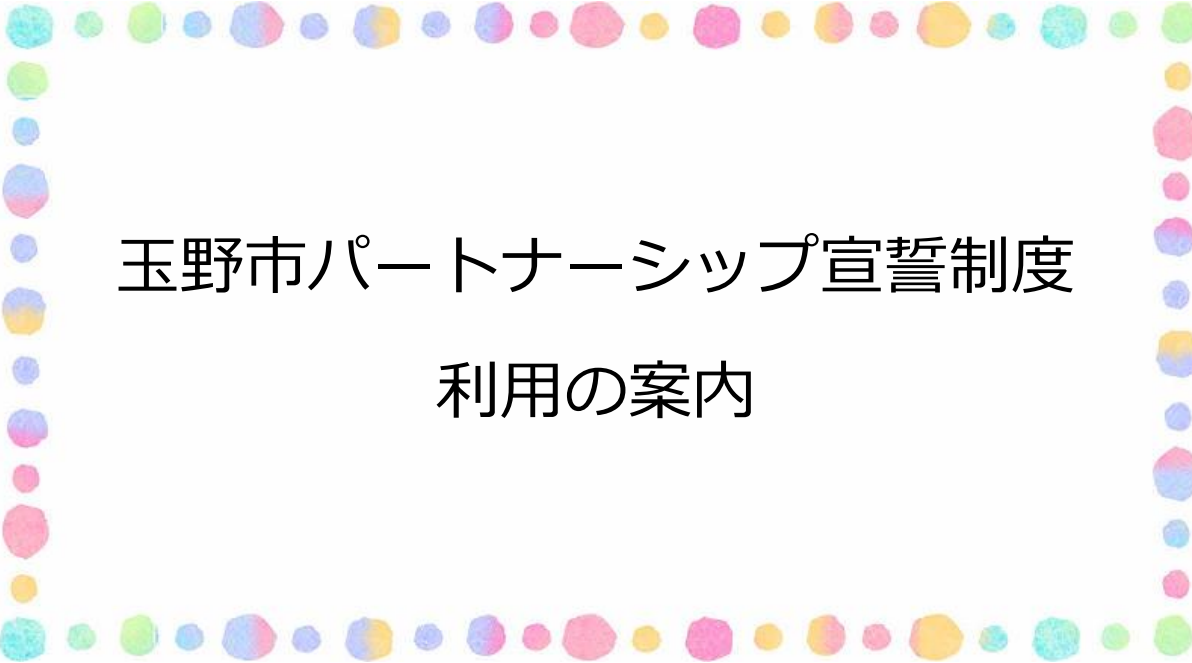




玉野市パートナーシップ宣誓制度 利用の案内

玉野市 総務課

玉野市パートナーシップ宣誓制度とは

玉野市では、誰もがいきいきと自分らしく生きていくために、性別や年齢などにかかわらず市民一人ひとりが個人として尊重され、安心して暮らせるまちの実現を目指しています。

その取組の一つとして実施する「玉野市パートナーシップ宣誓制度」は、一方又は双方が性的マイノリティのお2人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し、支え合うことを約束した関係であることを宣誓し、市がその宣誓を公的に証明するものです。

この制度は、婚姻制度とは異なり法的効力はありませんが、その関係を行政が認めることによって、性の多様性に関する社会的理解を促進するとともに、性的マイノリティの方々が感じている生きづらさなどの精神的負担や不安感が軽減されることを期待しています。

パートナーシップ制度における用語の意味

パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に協力し合い、支え合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係

性的マイノリティ

性的指向が異性のみでない者又は性自認が出生時に判定された性（戸籍上の性別）と一致しない者。性的少数者ともいう。

宣誓

一方又は双方が性的マイノリティである2人が、市長に対しパートナーシップの関係にあることを誓うこと。

パートナーシップの宣誓ができる方

パートナーシップの宣誓をするには、以下のすべての要件を満たす必要があります。

○一方又は双方が性的マイノリティである2人であること

したがって、玉野市では事実婚の方は対象外となります。

○双方が成年であること

宣誓日において、双方ともに年齢は満18歳以上であること。

○双方が市内に住所を有していること（別居・同居は問わない）

転勤等、一時的な市外転出は例外とします。

○双方に宣誓者以外の方と婚姻関係にないこと

戸籍抄本等で確認します。

玉野市では、事実婚（婚姻の届出を行っていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）は対象外です。

○双方が宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと

同様の制度を実施している他の自治体で、宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓を行っている方は、玉野市において宣誓することはできません。

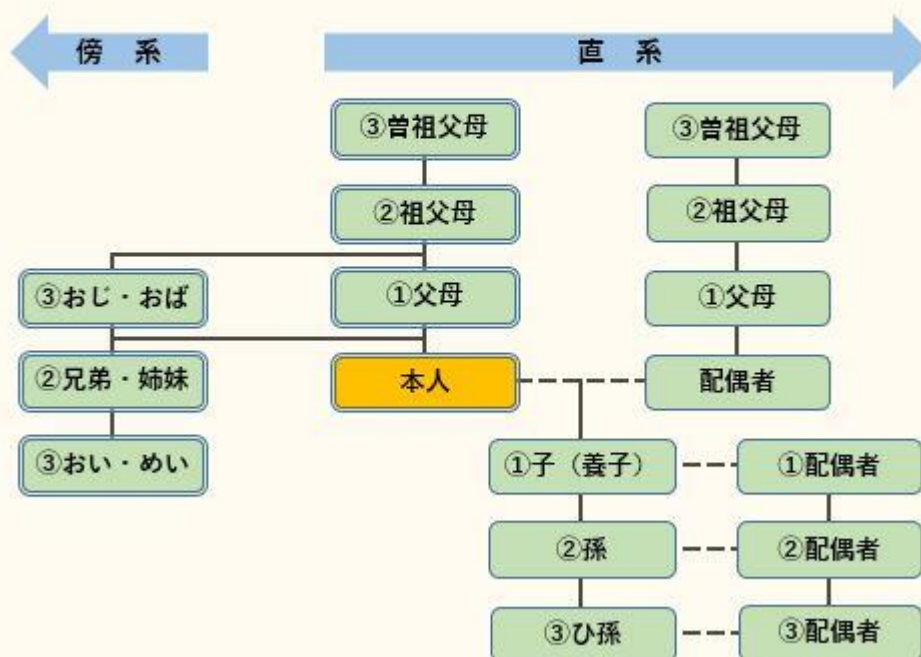
○宣誓者同士の関係が近親者でないこと

民法の規定により婚姻できない関係にある方（三親等内の親族）とは宣誓をすることができません。ただし、宣誓者同士で養子縁組をしている場合は、解消後に宣誓することができます。



三親等内の親族図（パートナーシップができない関係の者）

○囲み数字は親等、二重囲みは血族を表す。



宣誓手続きの流れ

玉野市では、対面式にて宣誓を行っていただきます。

宣誓から宣誓書受領証交付までの主な流れは次のとおりです。



1 事前審査に必要な書類の提出・宣誓日の事前予約

○事前書類審査

- ・審査に必要な書類を、総務課へ持参または郵送で提出してください。
- ・事前審査は、1週間ほどかかります。書類に不備があればさらに時間を要しますので、宣誓日（宣誓書受領証等の交付日）に希望がある場合は、早めに必要書類を提出ください。
- ・通称名の使用を希望される場合は、書類提出時にお申し出ください。

○宣誓日の事前予約

- ・書類事前審査が終了次第、連絡し、宣誓日時を調整します。
- ・宣誓日時は希望に沿えない場合がありますので、希望日時は複数お考えください。
- ・身体上の理由等により、自署や来庁が困難な場合は相談ください。

●宣誓日について

平日の9時00分～16時00分（祝日、年末年始を除く）

※宣誓場所は、原則個室で対応します。

【問合せ・事前審査の提出先】

玉野市役所 総務課（本庁舎3階）

〒706-0011 玉野市宇野1丁目27番1号

TEL：0863-32-5516 FAX：0863-21-3464

E-mail：soumu@city.tamano.lg.jp

開庁時間：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）、8時30分から17時15分まで

2 パートナーシップの宣誓

- ・予約した日時にお2人そろって、総務課へお越しください。
 - 玉野市役所本庁舎 3階 総務課（玉野市宇野1-27-1）
- ・宣誓は、本人確認のうえ、職員立会いのもとで、「パートナーシップ宣誓書」を自署していただきます。
- ・本人確認が必要となりますので、事前審査で提出した本人確認書類の原本をお持ちください。
- ・自署が難しい場合は、宣誓しようとする方と職員立会いのもと代筆が可能です。
 - ※第三者による代筆の場合、代筆者の本人確認も必要です。

3 宣誓書受領証及び宣誓書受領証明カードの交付

- ・先に提出した書類等に変更がないことを確認のうえ、宣誓したお2人に①宣誓書の写し（1部）、②宣誓書受領証（各1部）及び③宣誓書受領証明カード（各1部）をお渡しします。

- ・ 宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードは即日交付します。
- ・ 宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードに有効期限はありません。

パートナーシップ宣誓のために必要なもの

宣誓には以下のものが必要となります。

1 事前書類審査に必要なもの

必要書類	説明等	提出枚数	チェック
パートナーシップ確認書	・ 様式は、市ホームページにてダウンロード、または、総務課にて入手のこと ・ 必要事項をそれぞれ自署してください。	1 通	☐
住民票の写し又は住民記載事項証明書	・ 宣誓日前 3 月以内に交付されたもの ・ 本籍・個人番号の記載は不要 ・ 同一世帯の場合は、2 人とも記載されたもの 1 通で可	各 1 通	☐
現に宣誓する相手方以外の者と婚姻をしていないことを証明する書類	・ 宣誓日前 3 月以内に交付された独身証明書または戸籍抄本 ・ 外国籍の方は、大使館等公的機関が発行する「婚姻要件具備証明書」（宣誓日前 6 月以内に交付されたもの）と、その日本語訳文	各 1 通	☐
本人確認書類の写し	【1点でよいもの（顔写真があるもの）】 官公署等が発行した本人の顔写真の表示があるもの 例) マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、旅券（パスポート）、障がい者手帳、在留カードまたは特別永住証明書 【2点必要なもの（顔写真がないもの）】 上記のものが無い場合は、名前と生年月日もしくは住所の記載のある官公署等が発行した書類を 2 点 例) 健康保険被保険者証、年金手帳、年金証書、介護保険被保険者証 ※どちらも有効期限があるものについては、有効期限内のものに限る	各 1 通	☐
【通称名の使用を希望する場合】 通称名を日常的に使用していることがわかる書類	・ 性別違和等で特に理由がある場合には、通称名を使用することができます。 ・ すでに通称名を使用している場合、使用していることが客観的に分かる資料の写し 例) 社員証、給与明細書、公共料金の請求書等、自宅に届いた郵便物（消印があり住民票の住所と一致しているもの） など、	各 1 通	☐

※宣誓や宣誓書受領証の交付は無料ですが、住民票の写し等の発行にかかる費用は自己負担となります。

2 宣誓書受領証の交付のときに必要なもの（原本を提示）

必要書類	説明等
本人確認書類	※ 1 の表に記載の本人確認書類の説明欄を参照

宣誓後の手続き

宣誓後の宣誓書受領証等に関する手続きは次のとおりです。

いずれの手続きにも各申請書と、宣誓時と同様、本人確認ができる書類（4 ページ参照）が必要です。

1 宣誓内容に**変更**があった場合

- ・住所又は氏名（通称名を含む）に変更があったときは、「パートナーシップ宣誓事項変更届」に変更後の事項を確認できるものを添えて提出してください。

2 宣誓書受領証等の**再交付**

- ・宣誓書受領証等を紛失、き損、汚損、及びその他の事情により再交付を希望するときは、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」を提出してください。
- ・紛失以外の場合は、交付済みの受領証等を添えて申請してください。

3 宣誓書受領証等の**返還**

次のいずれかに該当する場合は、交付された宣誓書受領証等を市に返還する必要があります。

返還に当たっては、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」を提出していただくほか、本人確認書類（4 ページ参照）をご提示ください。

- （1）双方の意思によりパートナーシップを解消したとき
- （2）一方又は双方が市外へ転出したとき（当事者の一方が転勤した場合など、やむを得ない事情により一時的に転出する場合を除く。）
- （3）その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

宣誓書受領証等の提示で利用できる行政サービスについて

パートナーシップ宣誓制度については、法的な効力はありませんが、市営及び市有住宅の入居や市営墓地の使用承継、たまの病院での対応など、宣誓書受領証カードや受領証の提示等で利用可能なサービスがあります。

玉野市パートナーシップ宣誓により利用可能となる行政サービス

令和7年4月

制度・サービス	できること	受領証等の提示	問合せ先
市営及び市有住宅の入居	パートナーとして支援・市有住宅の入居ができる。	要	都市計画課 TEL:0863-32-5544
霊園の承継	使用者が死亡した場合、他の親族の承認が得られている場合、使用承継者になることができる。	要	市民課 TEL:0863-32-5521
風しん予防接種費用助成	妊娠を希望する女性とそのパートナーに対してワクチン接種費用を一部女性します。	要	健康医療課 TEL:0863-31-3310
火災により災証明書の発行	証明書発行の申請を、本人に代わり申請できます。	要	消防本部予防課 TEL:0863-31-5712
たまの病院での対応	治療相談、入院時の手続き、手術の同意や入院中の面会等が可能になります。	要	たまの病院 TEL:0863-31-2101

※制度ごとに所定の要件があります。

※サービスの提供に関することは、担当課にご相談ください。

※利用できる行政サービスについては、随時、市のホームページでお知らせします。

連携自治体間の転出入

玉野市でパートナーシップの宣誓をしている方が、市外へ転出する場合、お持ちの宣誓書受領書等を返却していただき、転出先自治体で改めてパートナーシップの宣誓の手続きをしていただく必要があります。

しかし、玉野市が自治体間連携の協定を締結している自治体に転出する場合には、簡易な手続きによりパートナーシップの宣誓が継続できますので、ご活用ください。

○協定締結自治体（相互利用可能な自治体）

【岡山県】

岡山市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、和気町、早島町

○相互利用でできること

- ・ 転入先の自治体のパートナーシップ宣誓制度に関する行政サービスを受けられます。
- ・ 宣誓書受領証等の再交付や返還について、転入先の自治体で行える場合があります。

○手続きについて

1. 相互利用について協定を締結している自治体に転出される場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用届出書」（様式第8号）を総務課に提出ください（様式は市役所に用意してあります）。
 2. 提出を希望される場合は、手続きの希望日時を事前に連絡ください。
 3. 提出の際は、お二人分の宣誓書受領証カード、お二人の本人確認ができる書類をお持ちください。
 4. 届出は、郵送でも行うことができますので、希望される場合は、総務課にお問合せください。
 5. お二人がともに、玉野市と相互利用の協定を結んでいる同じ自治体へ転出される場合にのみ、継続使用届出書を提出していただけます。
- ※ 玉野市と相互利用の協定を結んでいる自治体のファミリーシップ制度を利用したい場合の手続きは、転出先での手続きとなります。詳細は、提出先の自治体へ問い合わせください。

パートナーシップ宣誓制度 Q&A

結婚とパートナーシップ宣誓制度との違いは？

結婚は法律に定めるとことにより婚姻の届出をすることで、親族関係が生じ、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務など、様々な権利と義務が発生します。

一方、パートナーシップ宣誓制度は、玉野市が要綱に基づき独自により行う制度で、法的効力はなく法律上の権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

法的効力がないのに、なぜ制度があるのですか？

この制度は、性的マイノリティの方々の人権を尊重するためのものです。多様な性に関する差別や偏見がなくなり、性的マイノリティに関する社会的な理解が進むことを期待し、また、宣誓されたお2人のパートナーとしての思いを尊重し、受領証等を交付することにより、性的マイノリティの方々が自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、制度を導入することとしました。

宣誓に費用はかかりますか？

宣誓そのものに費用はかかりませんが、宣誓の際に提出していただく住民票の写しなどの必要書類の発行手数料等などは、自己負担となります。

事実婚のカップルは宣誓できますか？

この制度は、性的マイノリティの方を対象とした制度のため、性的マイノリティでない事実婚のお2人は対象外となります。

宣誓にあたりプライバシーは守られますか？

お2人のプライバシーに配慮し、原則個室で行い、担当の市職員のみが立ち会います。また、市職員には守秘義務が課されていますので、提出された書類や記載されている個人情報等について、本人の同意なく外部に提供することはありません。

宣誓することができるのは、同性カップルだけですか？

宣誓の対象は、戸籍上の同性カップルに限定していません。

性的違和や性自認などで戸籍上異性のカップルであっても、要件を満たしていれば宣誓ができます。

玉野市民で同居していないと宣誓できませんか？

お2人ともが玉野市内に住所を有していることが、宣誓できる要件の一つであり、必ずしも同居している必要はありませんが、互いを人生のパートナーとして、日常生活において互いに支え合い協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

外国籍の人でも宣誓できますか？

外国籍の方でも宣誓できます。

その場合、婚姻要件具備証明書（独身証明書）など要件を満たすことが証明できる書類に日本語訳を添付して提出してください。

また、外国で同性婚をしているカップルも日本国内では婚姻が認められていないため、宣誓できます。

通称名での宣誓はできますか？
性別違和など、特別な事情がある場合は、通称名を使用することができます。 日常的に通称名を使用している場合は、そのことが確認できる書類（郵便物や社員証など）をお持ちください。 なお、受領証等には、本人確認等のため戸籍名を併記します。
郵送や代理人による宣誓はできますか？
できません。 市職員の面前にて、本人の確認と意志の確認を行いますので、必ず宣誓されるお2人揃って来庁してください、職員等による代筆は可能です。
パートナーシップ宣誓書受領証等はすぐにもらえますか？
すぐにお渡しできます。ただし、受領証を交付する日（宣誓日）の1週間前までに、必要書類の提出による事前審査が必要です。 また、再交付については発行に時間がかかるため、後日、郵便でご自宅へお送りします。
パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。
婚姻に類似した法的関係性を構築する方法として、公正証書による遺言状の作成や任意後見契約を結ぶ方法があります。詳しくは、最寄りの公証役場へお問合せください。
成りすましや偽造などの悪用はされませんか？
市が宣誓書を受理するとともに受領証を交付する際は、必要書類の提出や本人確認を行うため身分証明書の提示を求めることで、成りすましなどの悪用を防止します。
家族制度や婚姻制度に影響を及ぼすものではないですか？
この制度は、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではないため、家族制度や婚姻制度に何らかの影響を与えたり、法の改正につながるものではありません。 性の多様性を尊重し、性的マイノリティの方々への社会的理解が広がり、生きづらさや不安感の軽減につながっていくことを期待して導入するものです。
市外に提出する場合は手続きが必要ですか？
お二人またはいずれかお一人が玉野市外へ提出する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」を提出するとともに、宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードを返還してください。ただし、転勤等やむを得ない事情により、一時的に転出する場合は返還の必要はありません。 また、市と自治体間相互利用の協定を締結している自治体へ転出する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用届出書を提出することにより、宣誓書受領証等をそのまま使える場合があります。

【メモ】